

4月1日から市税などの支払い方法に

スマートフォン決済アプリを導入します

いつでも
どこでも簡単に!



市民の利便性向上のため、4月1日から、市税などの支払い方法にスマートフォン決済アプリを導入します。アプリを起動し納付書に印字されたバーコードを読み取ることで、金融機関やコンビニエンスストアに出向くことなく、24時間いつでもどこでも納付ができます。手数料はかかりません。ぜひご利用ください。

利用開始日 4月1日(木)

利用できる税金・料金

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、下水道使用料、三井水道企業団が徴収する上水道料金(下水道使用料と一括して請求するものを含む)

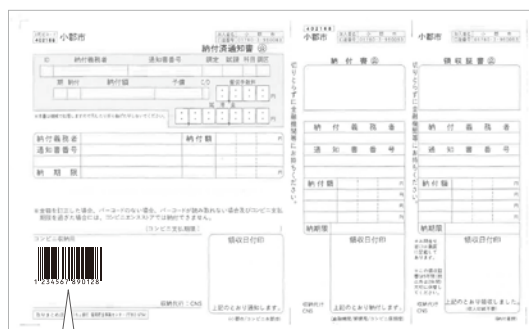
利用できるアプリ PayPay、LINE Pay

★アプリの操作方法など詳しくは各ホームページをご覧ください



決済に必要なもの

- ・スマートフォンなど
- ・納付書(バーコードの印字があるもの)



バーコードを
アプリでスキャン



利用限度額 30万円

※LINE Payは三井水道企業団が徴収する上水道料金(下水道使用料と一括して請求するものを含む)のみ5万円未満

注意事項

- 支払い履歴はアプリ上で確認できますが、領収書は発行されません
- ※領収書または軽自動車税の車検用納税証明書が必要な場合は、金融機関またはコンビニの窓口で納付してください
- ※軽自動車税の車検用納税証明書は、スマートフォン決済後に市役所で発行することもできます(無料)
- 納付書にバーコード印字がない場合や、指定された期限を過ぎた納付書は使用できません
- パケット通信料は利用者負担です
- スマートフォン決済後には取消しできません。異なる納付方法での二重納付にご注意ください(二重納付防止のため、アプリで納付した納付書には「納付済み」などと記入してください)

税金・各種料金の支払いは、「安心・便利」な口座振替も利用できます。詳しくは市内金融機関か各担当課までお問い合わせください。

問合せ先

税・料金名	問合せ先
市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税	収納課
介護保険料	長寿支援課
後期高齢者医療保険料	国保年金課
市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料	都市計画課
下水道使用料	下水道課
上水道料金(下水道使用料と一括して請求するものを含む)	三井水道企業団 ☎72-5106